

## 訪問リハビリテーション(令和5年度)

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
【具体的取扱方針】	リハビリテーション会議を開催していない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●リハビリテーション会議では、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、会議の記録を作成してください。</li> <li>●構成員がやむを得ず会議を欠席した場合は、速やかに会議の内容について欠席者との情報共有を図り、そのことがわかるようにしてください。</li> </ul>
【運営規程】	指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、運営についての重要事項に関する規程を定めていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各事業所ごとに定めておく必要な規程です。必ず定めてください。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業の目的及び運営の方針</li> <li>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>(3) 営業日及び営業時間</li> <li>(4) 指定訪問リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>(5) 通常の事業の実施地域</li> <li>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>(7) その他運営に関する重要事項</li> </ol> </li> <li>●以下 記載が望ましい事項               <ul style="list-style-type: none"> <li>◇事業者・事業所の概要(名称、所在地、連絡先)</li> <li>◇事故発生時の対応      ◇地域との連携      ◇個人情報保護      ◇業務継続計画等の策定等</li> <li>◇衛生管理等              ◇苦情処理              ◇秘密保持等</li> </ul> </li> </ul>
介護報酬の算定【算定の基準】	指定訪問リハビリテーションを計画的な医学的管理を行っている当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師の指示の下で実施しているが、当該医師の診察の日から3月以内に行っていることが確認できない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●3月以内に事業所の医師の診察を受けたことが記録から確認できるようにしてください。</li> </ul>
介護報酬の算定【リハビリテーションマネジメント加算】	リハビリテーションの質の管理について、事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同し、継続的に管理していない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多職種の者が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理していることが記録等から確認できるようにしてください。</li> </ul>

## 訪問リハビリテーション(令和5年度)

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
介護報酬の算定 【移行支援加算】	訪問リハビリ修了者が、通所介護等の事業所へ移行するに当たって訪問リハビリ計画書を提供していない。	●移行支援加算におけるリハビリテーションは、訪問リハビリテーション計画に家庭や社会への参加を可能とするための目標を作成した上で、利用者のADL及びIADLを向上させ、指定通所介護等に移行させるものです。理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がADL及びIADLが維持又は改善していることを確認してください。